

## 行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	6	国民健康保険賦課	中条町担当	町民福祉課	国保年金係	担当者名	
分科会	2	国保・国民年金分科会	調整項目	1	賦課方式及び税率	黒川村担当	企画財政課	税務係	担当者名	

現 況					調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		黒 川 村			
所得割額（応能割）	8.1%		7%		税率については統一する。 賦課割合を次のとおりとする。 応能割 所得割 9：資産割 1 応益割 均等割 8：平等割 2 合併年度は、現行のとおりとする。	
資産割額（応能割）	14%		40%			
均等割額（応益割）	27,600 円		21,000 円			
平等割（応益割）	15,500 円		30,000 円			
賦課割合（応能割：応益割）	53.7:46.3		55：45			
賦課限度額	530,000 円		530,000 円			
所得割額（応能割）	0.9%		0.6%		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
均等割額（応益割）	7,100 円		6,800 円			
賦課割合（応能割：応益割）	52.0：48.0		49：51			
賦課限度額	80,000 円		80,000 円			
軽減割合	7割・5割・2割の3段階		7割・5割・2割の3段階			
賦課期日	4月1日		4月1日			

		現 況		調 整 方 針	備 考																				
記載事項		中 条 町	黒 川 村																						
本算定月		7月	8月	中条町の例により統一する。 合併年度は、現行のとおりとする																					
納期	第 1 期	4月16日から4月30日まで	4月16日から4月30日まで	合併時に中条町の例により統一する。 12月の納期は黒川村の例により統一する。 合併年度は、現行のとおりとする。																					
	第 2 期	5月16日から5月31日まで	6月16日から6月30日まで																						
	第 3 期	7月16日から7月31日まで	8月16日から8月31日まで																						
	第 4 期	8月16日から8月31日まで	10月16日から10月31日まで																						
	第 5 期	9月16日から9月30日まで	12月11日から12月25日まで																						
	第 6 期	10月16日から10月31日まで	1月16日から同月31日まで																						
	第 7 期	11月16日から11月30日まで	2月16日から同月28日まで																						
	第 8 期	12月16日から12月25日まで	3月16日から同月31日まで																						
	第 9 期	1月16日から1月31日まで	随時期（必要に応じ）																						
	第 10 期	2月16日から2月末日まで																							
納税義務者		被保険者である世帯主に対し課税。 被保険者の資格のない世帯主であっても、当該世帯内に被保険者がいる場合、当該世帯主を被保険者とみなし課税。	被保険者である世帯主に対し課税。 被保険者の資格のない世帯主であっても、当該世帯内に被保険者がいる場合、当該世帯主を被保険者とみなし課税。	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																					
督促手数料		督促状1通 100円	督促状1通 100円																						
減免	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>風水害、火災、震災、その他これらに類する災害により、その資産に重大な損害を受けたとき。</li> <li>死亡又は長期疾病、心身障害者となることにより、収入が著しく減少したとき。</li> <li>事業の休止・廃止、失業などにより収入が皆無又は著しく減少したとき。</li> <li>譲渡所得等一時的収入により多額の国民健康保険税が賦課されたが、その収入のほとんどを負債等の返済にあて、なお生活が困難な場合。</li> <li>監獄・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁され、給付制限を受けたとき。</li> <li>その他、前各号に準ずる特別の事情があると町長が認めるとき。</li> </ul>	当該年度において所得が皆無となり、生活が著しく困難となった者のうち村長が必要と思われるものに対し、減免する	中条町の例により統一する。 合併年度は、現行のとおりとする。																					
	適用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮状態が近い将来回復する見込みがないこと。</li> <li>徴収猶予や分納の方法によっても納税が困難であると認められること。</li> <li>その世帯に保有されている資産のすべてが、生活又は営業上の必需財産であること。</li> <li>世帯員のうち労働能力を持つ者が特別の事情がある場合を除き、すべて働いていること。</li> <li>減免をすることにより他との不均衡を生じないこと。</li> </ul>																							
関係法令等		中条町国民健康保険税条例 中条町国民健康保険税の減免に関する事務取扱基準（内規）	黒川村国民健康保険税条例	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>794,862</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>117,353</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>912,215</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	794,862			黒川村	117,353			計	912,215		
財政への影響額		単位：千円																							
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																						
中条町	794,862																								
黒川村	117,353																								
計	912,215																								
		備考 平成15年度当初予算ベース																							